

指定管理者からの暴力団排除に関する合意書

1 目的

地方自治法第244条の2に基づく公の施設の指定管理者の指定等に際し、暴力団関係者の排除に関して必要な措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、指定管理者制度の的確な運用と公の施設の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

2 排除措置の対象者

指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- (1) 代表者等が暴力団関係者である場合
- (2) 代表者等が暴力団関係者を使用した場合
- (3) 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (4) 代表者等が暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

3 排除措置に関する認定及び排除措置の内容

- (1) 熊本県警察本部（以下「警察本部」という。）は、指定管理者の指定申請書を提出した団体等に関し、熊本県及び熊本県教育委員会（以下「県」という。）からの書面による照会に基づき、当該団体等の代表者等が2の(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当するか否かの認定を行うとともに、その結果について、速やかに県に書面により回答するものとする。
- (2) 警察本部及び県は、指定管理者の募集後、指定までの間に、当該団体等の代表者等が2の(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当することに関する情報を得た場合は、当該情報をそれぞれに通知するものとする。
- (3) 警察本部は、県が指定管理者を指定した後、当該指定管理者の代表者等が2の(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当すると認めた場合は、県に書面により通知するものとする。
- (4) 県は、団体等の代表者等が2の(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当する場合は、当該団体等について、指定管理者の指定を行わないこととし、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

4 連携及び協力体制

- (1) 県と警察本部は、指定管理者からの暴力団排除の徹底を図るため、暴力団排除に関する情報等を把握した場合は、相互に口頭又は文書による情報交換を行うなど、連携の強化に努めるものとする。

- (2) 県は、この合意書に基づく措置を行うに際し、暴力団関係者の妨害等が予想される場合は、あらかじめ、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (3) この合意書に基づく措置を行った後、県に対して当該措置について不服申立等紛争が生じた場合、警察本部は、県に対して情報提供を含む可能な限りの協力を行うものとする。

5 連絡会議の設置

指定管理者からの暴力団排除に関し、相互の情報交換と具体的事案に対処するための協議を行うため、必要に応じて「暴力団排除連絡会議」を開催するものとする。

6 守秘義務

情報交換等の内容については、他に漏らしてはならないものとする。ただし、両者協議の上、必要と認めたときは、この限りでない。

7 その他

この合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ、定めるものとする。

8 施行日

この合意書は、平成17年11月1日から施行する。

平成17年11月1日

熊 本 県 総 務 部 長

熊本県警察本部刑事部長